

宇都宮市上下水道局告示第 30-2 号

下記の書類は当職において保管しており、いつでも送達を受けるべき者にこれを交付することを地方税法第20条の2の規定に基づき告示する。

令和8年 9月30日

宇都宮市上下水道事業管理者

大 竹



信 久

記

1 送達すべき書類の名称

令和3年4月、6月、7月分の下水道使用料差押の換価処分（取立）に対する
配当計算書

2 送達を受けるべき者の氏名

藤田 政彦（フジタ マサヒコ）